

調整案に係る全市町村意向調査の結果

平成27年度以降の県内における財政調整の案について、平成25年12月に全市町村意向調査を行った結果は下記のとおり。

(平成26年1月15日まとめ)

| 平成27年度以降の県内における財政調整について | | |
|---|---------|--|
| 回答 | 回答数 | 主な理由 |
| ① 国のガイドラインに沿って県調整交付金1号交付金で所得調整を行う (案の1) | 5 保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ・国のガイドラインに沿った調整方法 ・従来の配分法では出納閉鎖期間に2号交付金（特別事情分）が入るため当初から配分して収支を早めに確定することが可能 ・案の2より交付金額が多い |
| ② 現行どおり（県調整交付金による所得調整及び保険財政共同安定化事業の所得割による拠出のいずれの調整も行わない） (案の2) | 5 1 保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ・制度改正に対する混乱回避 ・ガイドラインどおりでなくともペナルティがない ・1号交付金の算定が容易 ・2号交付金で自由度を持たせる ・所得変動の影響を受けず定率交付で安定的な制度 |
| ③ その他 | 3 保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険財政共同安定化事業の実施そのものについて再考願いたい ・保険者間の交付・拠出の不均衡や医療費適正化の推進、負担に応じた税率設定の阻害要因の是正などインセンティブとなるメニューを構築すべき |

県内の財政調整に係る意向調査(H25.12実施)回答一覧

(平成26年1月15日現在まとめ)

| 保番 | 市町村名 | 回答 | | | 回答の理由 |
|----|-------|----|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ | |
| 1 | 福島市 | | | ③ | (イ)平成27年度から保険財政共同安定化事業の拡大については承知しているが、別紙データのとおり、福島県内の一部の市町村は、震災による一部負担金免除が継続されており、1円以上とする対象の拡大により、従前の交付超過・拠出超過額との差は拡大し、1人あたりに換算すると、交付超過増額は最大で4万7千円となっている。この額は、福島県においては一部負担金免除による医療費の波及増によるものと考えられ、この波及増分も保険財政共同安定化事業により再保険することは、本来の共同事業の目的とは合致しないものと考えられ、再考願いたい。 (ロ)保険財政共同安定化事業は、医療費割:被保険者数割=1:1として拠出し、これにより保険税の平準化を図ることを目的としているが、結果としては、医療費が伸びないように努力している保険者の負担が過度に増えることとなり、広域化の保険税のあり方の検討にあたっては、努力に対するインセンティブが付与されるような検討を願いたい。 (ハ)今回の検討にあたって、大きな影響がある市町村があると考えられるが、ワーキンググループへ参加していない市町村も含めて、全体の会議や県内の各保地区部会において説明いただき、意見の集約をお願いした上で、連携会議において議論願いたい。 |
| 2 | 二本松市 | ① | | | 国の方針に沿った所得調整を行うべき。今後の方向性として、保険料の平準化も含めた保険者財政の平準化をより一層推し進める必要があると考えられるが、その際は、特殊要素には県費を投入するなど、柔軟な制度設計を行うべき。 |
| 3 | 郡山市 | | | ③ | 平成27年度以降の財政調整については、現行のガイドラインに明記されていること、国民会議の報告書に応能負担の原則が盛り込まれていること等から必要であると考える。しかし、財政調整を行った場合、保険者間の交付と拠出の不均衡を拡大させること、医療費適正化の推進や負担に応じた税率の設定を阻害すること等から、2号交付金において、それらを是正するメニューを拡充させることと併せて財政調整を行うべきである。 |
| 4 | 須賀川市 | | ② | | 平成29年度の大きな制度改正を控えており、混乱を招かないようにすべきと考える。 |
| 5 | 白河市 | | ② | | 広域化の時期が示されたため、事務が煩雑になる①より、②で進め広域化に注力すべきであると考えるため。 |
| 6 | 会津若松市 | ① | | | 国のガイドラインに沿った調整方法であるため。従来の配分法では出納閉鎖期間に2号交付金(特別事情分)が入ってきており、財政運営上、不確実な要素となっているため、当初から配分して収支を早めに確定すべきと考えるため。 |
| 7 | 喜多方市 | | ② | | 県調整交付金1号・2号の合計額について、【案の1】と【案の2】を比較すると1,286千円と差がなく、国のガイドラインに沿った調整でなくともペナルティがないのであれば、現行どおりで良いと考える。 |
| 8 | いわき市 | ① | | | |
| 10 | 相馬市 | | ② | | 全市町村の拠出超過額が案1も案2も同額であるならば、1号交付金の交付額が少ない案2の方が、2号交付金のその他のメニューへの配分が期待できるため。 |
| 11 | 川俣町 | ① | | | 「平成27年度以降の県調整交付金の試算一覧」のうえで、交付金額が「案の1>案の2」であるため。 |
| 13 | 桑折町 | | ② | | |
| 14 | 国見町 | | ② | | 「案の2」の交付額が多い見込みのため。 |
| 21 | 大玉村 | | ② | | 保険制度の公平性が保てる調整方法が望ましいと思います。現時点では多数意見を尊重すべきと思い【案2】としました。 |
| 27 | 鏡石町 | | ② | | 県調整交付金1号・2号の合計額について、【案の1】と【案の2】の差が数%の範囲内なので、今後の制度変更に対する混乱を回避したほうが良いと考え、②とした。 |
| 29 | 天栄村 | | ② | | |
| 30 | 南会津町 | | ② | | 保険者の県移行までの制度変更に対する混乱が少なくて済む。案1より1号交付金の額が低く抑えられることで、2号交付金に多く配分できるため、各市町村の実情に応じた対応が可能になるため。 |
| 31 | 下郷町 | | ② | | 差がないようであれば現行どおりでお願いたい。 |
| 33 | 檜枝岐村 | | ② | | 制度改正の形が不透明な中で、格差が拡大する結果もでており、ペナルティを課せられることもなければ、現状から大きく離れる制度変更は避けるべき。 |
| 36 | 只見町 | | ② | | 拠出超過1%超の部分は県調査の支援があり、拠出超過額全てが保険者負担になる訳ではない。拠出超過、交付超過は要綱に基づいて計算すればどうしても発生してしまうものなので仕方がない。試算しても、実際はその年の実績によってどうなるか分からない。長瀬効果については、別段の措置が必要と考える。 |
| 38 | 磐梯町 | | ② | | |
| 39 | 猪苗代町 | | ② | | 案1、案2共に大差がない。であるならば、現行通りでさしつかえない。 |
| 42 | 北塩原村 | | ② | | 当村においては、現行どおりの場合差額が少ないので「案の2」を選択する。 |
| 45 | 西会津町 | | ② | | 試算では案の1が交付額が多いのでよいが、案の1は積算が難しく自由に使えない。案の2では拠出超過した場合、支援してもらえるので大きな差が生じない。 |
| 47 | 会津坂下町 | | ② | | 1号、2号の合計額について、案1、案2にほとんど差がないので、案2の現行通りお願いたい。 |
| 48 | 湯川村 | | ② | | 湯川村においての試算結果は、案1・案2で大差はないようです。今後大きな制度改正が控えているようなので、27年度～は現行通りとする案でいいと思います。 |
| 49 | 柳津町 | | ② | | 【案の1】、【案の2】の試算結果から、全体の差がほとんどないこと、また今後予定されている制度改正がどのようになるか不透明な中で、財政調整にかかる制度改正をするよりも、現状を変更しない案【案の2】を選択した。 |
| 51 | 会津美里町 | | ② | | 本町においては、どの案であろうと拠出超過が見込まれることから、交付金額が案の1より若干減額となつても、その他で自由度をもたせた財政調整を行える案の2の方が良いと考えられるため。ただ、27年度以降は、現状よりも大幅に拠出額が増えることから、県による財政調整を積極的に行っていただきたい。 |
| 53 | 三島町 | | ② | | |
| 54 | 金山町 | | ② | | 都道府県化に向けての財政調整方法が不明である中では、現行を探る方が混乱は少ないと思われるため。案2の方が、多少多額であるため。 |

県内の財政調整に係る意向調査(H25.12実施)回答一覧

(平成26年1月15日現在まとめ)

| 保番 | 市町村名 | 回答 | | | 回答の理由 |
|----|------|----|----|---|--|
| | | ① | ② | ③ | |
| 55 | 昭和村 | | | ③ | ③県内自治体の意見多数のものにあわせたい。当村は、県の試算を見る限り、①案の1が少額だが②案の2より多くなっている。WGでの意見をみると、①、②ともとれる趣旨と感じるため、影響が少ない当村としては、今回の調査結果、意見多数のものとしたい。 |
| 56 | 棚倉町 | ① | | | 県調整交付金1号・2号の合計額について、案の1と案の2で市町村間にほとんど差がないようであれば、別に国のガイドラインに沿って算定される方法でもいいのではないか。 |
| 57 | 矢祭町 | | ② | | 制度変更時にスムーズに移行出来るのであれば事務の負担等を考慮し現行どおりとした。大きく差額が発生する保険者の意見を聞くようお願いする。 |
| 58 | 塙町 | | ② | | |
| 59 | 鮫川村 | | ② | | 本村においては2案の差額は少なく、平成29年度の制度改正が不透明な中で、財政調整に係る制度改正は必要ないため。 |
| 60 | 西郷村 | | ② | | 案1と案2で全体に差がないようであれば、変更する必要はないと思われます。保財の制度設計上、1人当たりの医療費の低い市町村が拠出超過となるのは必須であり、医療費適正化が進めば拠出超過も増加するという構造は医療費縮減の弊害となり得ますので、保財拠出超過分全額支援を検討材料に加えて頂きたいところです。 |
| 63 | 泉崎村 | | ② | | 県の補足説明にあるとおり制度改正の先行が明らかになっていない現状では、現行どおりとしたほうが混乱がないと思われる。 |
| 64 | 中島村 | | ② | | 案2の試算値が高いこと。これまでと変わることにより、作業が増えないか心配。 |
| 65 | 矢吹町 | | ② | | 1号交付金の算定が容易であり、2号交付金の新規需要への配分枠を確保できる。 |
| 67 | 石川町 | | ② | | 両案を比較しても大差ない内容である。今後、広域化等の制度の大改正が見込まれるなか、案1に変更するより現行通りの案2で実施した方が事務処理の負担が少ないと考えるため。 |
| 68 | 玉川村 | | ② | | 試算一覧からすると【案1】【案2】どちらを選択しても、本村では減額となることから、少しでも減額幅の少ない方を選択した。また、どちらを選択するすれば、メリットが多く、デメリットの少ない【案2】を選択すべきだと考える。 |
| 69 | 平田村 | | ② | | (案の1)、(案の2)に差がなければ、今後の制度変更の可能性も考慮し、算定方式を現行どおりとする(案の2)が望ましいと考えます。 |
| 70 | 浅川町 | | ② | | 平成29年度の大きな制度改正がどのような形になるのか不透明な中で、急いで平成27年度から財政調整に係る制度改正をするよりも、なるべく現状を変更しない案で対応されたい。 |
| 71 | 古殿町 | | ② | | |
| 72 | 三春町 | | ② | | 案の1、案の2で試算をみると金額に大差がないので、事務が簡便である案の2を選択する。 |
| 73 | 小野町 | | ② | | ①は所得の変動により額も変動するが、②により一層安定的な制度を望むため。 |
| 79 | 広野町 | | ② | | 現行の交付方法に特に問題がないため。 |
| 80 | 楢葉町 | | ② | | 影響のできる保険者が少ないことが望ましく、広域化も近いため、現行どおりとするのが妥当。 |
| 81 | 富岡町 | | ② | | |
| 82 | 川内村 | | ② | | |
| 83 | 大熊町 | | ② | | 県調整交付金1号交付で調整すると、調整率により2号交付の配分にひびき、特別事情や医療費適正化の新規メニューの拡充といった交付幅が配分が減るのであれば現行どおりで良いと思います。広域化(都道府県単位化)が実施される前に保財が先に1円以上になるのならば格差が広がらない方を支援します。 |
| 84 | 双葉町 | | ② | | 平成29年度に国保広域化などによる制度改正を日々控えており、①と②に大きな違いが無いのであれば、混乱を回避できる②を選択します。 |
| 85 | 浪江町 | | ② | | 国の普通調整交付金で全国規模の財政調整が行われているので、再度の制度変更が見込まれるのであれば、今後の混乱を回避する意味でも、現行どおりの方がよい。また、①との差額を活用し、他メニューへの配分や新規需要への対応を図った方がよい。 |
| 86 | 葛尾村 | | ② | | 【案の1】・【案の2】にあまり差がないため、現行どおりのほうが効率的である。 |
| 87 | 新地町 | | ② | | 現行どおりにすることによる混乱回避と、算定が安易。 |
| 90 | 飯館村 | | ② | | |
| 91 | 田村市 | | ② | | WG2回検討会発言要旨内容を受け②とした。 |
| 92 | 南相馬市 | | ② | | 今後、短期間に制度が変更となる可能性もあることから、それらにともなう混乱を回避できるようにしておく必要があると考えているため。 |
| 93 | 伊達市 | | ② | | 平成29年度に大きな制度改正内容が不透明な中で、平成27年度から財政調整に係る制度改正よりも、現状を変更しない方が新規需要への対応が可能なため。 |
| 94 | 本宮市 | | ② | | 検討会の中でも案の1・2ともに差がないということで案の2を選択する方向で検討されている。また、既に調整を行わない方向で決定又は検討している都道府県もあり、今後の制度改正に対する混乱を避けるためにも検討会同様②を選択する。 |
| 計 | | 5 | 51 | 3 | |